

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 指定居宅サービス等の事業の廃止

健康推進課

【公告】

- 土地改良区役員の退任届
- 土地改良区役員の退任及び就任届
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

長寿社会課

耕地課

建築指導課

【教育委員会】

- 平成二十九年岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

教育委員会

【選挙管理委員会】

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の公表
(県例規集登載)

〃

目次

担当課（室）

【正誤】

- 政治団体の代表者等の異動
- 政治団体の解散
- 資金管理団体の届出事項の異動
- 資金管理団体の指定取消し
- 岡山県税条例等の一部を改正する条例の正誤
(県例規集登載)

総務学事課

〃 〃 〃 〃

◎岡山県告示第二百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

藤井クリニック

総社市三輪一〇二二番地二

平成二十八年四月一日

◎岡山県告示第二百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

藤井クリニック

総社市総社二丁目一三番二五号

平成二十八年三月三十一日

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

◎岡山県告示第二百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターいづもここから

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二六六番地一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人紀典会

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二七七番地

三 廃止年月日

平成二十八年四月三十日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇六八五

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

老人保健施設エスペランスわけ

2 所在地

岡山県和気郡和気町和気二六五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

- 1 名称
医療法人紀典会
- 2 所在地
岡山県和気郡和気町和気二七七
三 廃止年月日
平成二十八年四月三十日
- 四 介護保険事業所番号
三三五二三八〇〇四
- 五 サービスの種類
訪問リハビリテーション
介護予防訪問リハビリテーション

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

〔二六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

香々美川土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

矢内 辰夫

苫田郡鏡野町竹田二六八

理事

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

〔二六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称
那岐池土地改良区

二 退任及び就任役員

氏名	就任役員	住所	理事監事の別
菅原 忠		勝田郡奈義町滝本四〇七一	理事
杉山 正		荒内西五八〇	理事
植月 貴男		滝本七三一	理事

一 土地改良区の名称
備北土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 氏名	就任役員 氏名	住所	理事監事の別
赤木 紘一	赤木 紘一	新見市足見二五〇七	理事
竹本 繁行	竹本 繁行	豊永佐伏一五八八	理事
西村 武夫	西村 武夫	草間八一五四	理事
清原 保	清原 保	豊永赤馬五四三三	理事
藤野 繁實		足見一四〇三	理事
植田 美行	植田 美行	豊永佐伏五〇六〇	理事
宗長 堅吾	宗長 堅吾	土橋三六五五	理事
澤 由紀義	澤 由紀義	高梁市中井町津々二七七三	理事
	小林 茂	新見市草間九九七	理事
西山 嘉治	西山 嘉治	七四二一	監事
川井 正敏	川井 正敏	豊永宇山四三三七一二	理事
大森 政司	佐藤 茂実	真庭市下中津井二九四二	理事
		二七九六	理事

〔一六七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字高田二二七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市三輪七六九―一エスポワール二一 一〇一

横川 翔

三 許可番号

岡山県指令建指第三〇九号

〔二六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字平山一三一七一、一三一七一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市福井二〇九五ELLE一〇二

立石 敦嗣

三 許可番号

岡山県指令建指第三三二二号

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

〔二六九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字釵先キ四三三―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島乙島四一―一乙島社宅二―二四号室

横田 和幸

三 許可番号

岡山県指令建指第三四七号

〔二七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年四月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字烏田三八〇一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄一八一八―四ハイツコアラ二〇三号

横山 俊明

三 許可番号

岡山県指令建指第三六六号

平成28年4月22日 岡山県公報 第11780号

◎岡山県教育委員会公告

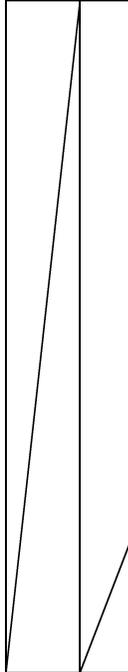
平成二十九年年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十二日

岡山県教育委員会

一 選考する校種・職種及び採用候補者見込数

校種・職種	採用候補者見込数	区分別の採用候補者見込数
小学校教諭等 小学校教諭等 (理数枠)	二一〇名 三五名	/
小学校教諭等 (英語枠)	二〇名	
小学校教諭等 (地域枠)	二五名	
中学校教諭等 中学校教諭等 (地域枠)	一二五名 一五名	国語 二一名、社会 二〇名、数学 二四名、理科 二三名、音楽 二名、美術 二名、保健体育 一一名、技術 二名、家庭 三名、英語 一七名
高等学校教諭等	七〇名	国語 一二名、地理歴史(世界史) 三名、地理歴史(日本史) 四名、地理歴史(地理) 二名、数学 一〇名、理科(物理) 二名、理科(化学) 二名、理科(生物) 一名、保健体育 三名、音楽 一名、美術 一名、英語 一一名、家庭 一名、農業 二名、工業 一二名、商業 一名、情報 一名、看護 一名、
特別支援学校教諭等	四〇名	/
養護教諭 養護教諭 (地域枠)	二〇名 二名	

<p>栄養教諭</p>	<p>二名</p>	
-------------	-----------	--

備考 一 小学校教諭等（理数枠）及び小学校教諭等（英語枠）の採用候補者見込数は、それぞれ小学校教諭等の採用候補者見込数の内数である。

二 小学校教諭等（地域枠）、中学校教諭等（地域枠）及び養護教諭（地域枠）の採用候補者見込数は、それぞれ小学校教諭等、中学校教諭等及び養護教諭の採用候補者見込数の内数である。

三 採用候補者見込数は、現時点での予定であり、今後退職者等の状況により変更することがある。

二 受験資格

次の全ての項目に該当する者であること。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条に規定する欠格条項に該当しない者

2 出願する校種・職種に応じた教科等の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による普通免許状をいう。以下同じ。）を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該普通免許状を取得する見込みの者（同法第十六条の二第一項に規定する教員資格認定試験により取得する見込みの者を除く。以下同じ。）。ただし、次に定める者については、次に定めるとおりとする。

(1) 特別支援学校教諭等を受験する者については、特別支援学校教諭、盲学校教諭、聾学校教諭若しくは養護学校教諭の普通免許状を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該普通免許状を取得する見込みの者であって、小学校教諭、中学校教諭若しくは高等学校教諭の普通免許状を有するもの又は同日までに当該普通免許状を取得する見込みのもの

(2) 小学校教諭等（理数枠）を受験する者については、小学校教諭の普通免許状を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該普通免許状を取得する見込みの者であって、中学校教諭（理科）、高等学校教諭（理科）、中学校教諭（数学）若しくは高等学校教諭（数学）の普通免許状を有するもの又は同日までに当該普通免許状を取得する見込みのもの

(3) 小学校教諭等（英語枠）を受験する者については、小学校教諭の普通免許状を

有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該普通免許状を取得する見込みの者であつて、中学校教諭（英語）若しくは高等学校教諭（英語）の普通免許状を有するもの又は同日までに当該普通免許状を取得する見込みのもの、実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会）二級以上合格者、TOEFL（iBT）五七点以上取得者若しくはTOEIC五二〇点以上取得者（TOEICは公開テストによるスコアのみを対象とし、TOEFL及びTOEICについては平成二十六年七月九日以降に受験したものに限る。）

(4) 高等学校（美術）を受験する者については、高等学校教諭（美術）の普通免許状を有する者若しくは平成二十九年三月三十一日までに当該普通免許状を取得する見込みの者又は高等学校教諭（デザイン）の普通免許状を有する者

3 昭和三十三年四月二日以降に出生した者

4 小学校教諭等（地域枠）、中学校教諭等（地域枠）及び養護教諭（地域枠）を受験する者については、津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町又は美咲町で原則として採用後十年以上勤務可能である者

5 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が一級から六級までの者は、身体に障害のある者を対象とした選考に出願することができる。

三 試験日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 県内会場

平成二十八年七月九日（土曜日）、同月十六日（土曜日）及び同月十七日（日曜日）

岡山県立岡山朝日高等学校（岡山市中区古京町二丁目二二一）

岡山県立岡山操山高等学校（岡山市中区浜四一一）

岡山県立西大寺高等学校（岡山市東区西大寺上二丁目一一七）

岡山県立岡山大安寺中等教育学校（岡山市北区北長瀬本町一九一三四）

岡山県立岡山東商業高等学校（岡山市中区東山三丁目一一六）

(2) 香川県高松会場

平成二十八年七月九日（土曜日）及び同月十日（日曜日）

高松テルサ（香川県高松市屋島西町二三六六一）

備考 岡山県外に現住所を有し、小学校教諭等、小学校教諭等（理数枠）、小学校教諭等（英語枠）、小学校教諭等（地域枠）又は特別支援学校教諭等に出願する者に限り、香川県高松会場で受験することができる。

2 第二次試験

平成二十八年八月二十日（土曜日）から同月二十四日（水曜日）まで

岡山県立岡山工業高等学校（岡山市北区伊福町四丁目三一九二）

岡山県立東岡山工業高等学校（岡山市中区土田二九〇一）

岡山県立岡山南高等学校（岡山市北区奥田二丁目四一七）

岡山県立鳥城高等学校（岡山市北区伊島町三丁目一一一）

岡山県生涯学習センター（岡山市北区伊島町三丁目一一一）

四 出願書類の受付期間

1 持参による受験申込みは、平成二十八年五月六日（金曜日）から同月二十日（金曜日）までの土曜日及び日曜日を除く午前八時三十分から午後五時まで受け付ける。

2 郵送による受験申込みは、平成二十八年五月二十日（金曜日）の消印のあるものまで受け付ける。

3 電子申請（インターネット）による受験申込みは、平成二十八年五月六日（金曜日）から同月二十日（金曜日）午後五時まで、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

五 出願書類の提出先

1 小学校教諭等、小学校教諭等（理数枠）、小学校教諭等（英語枠）又は小学校教諭等（地域枠）の場合

岡山県教育庁教職員課（岡山市北区内山下二丁目四一六）

2 中学校教諭等又は中学校教諭等（地域枠）の場合

岡山教育事務所義務教育支援課（岡山市北区石関町二一一）

3 高等学校教諭等、特別支援学校教諭等、養護教諭、養護教諭（地域枠）又は栄養教諭の場合

岡山県教育庁教職員課（岡山市北区内山下二丁目四一六）

六 特別選考試験

岡山県教育委員会が特に認めた者については、選考に当たって特例措置を講ずる。なお、その詳細については、別に定めるところによる。

七 その他

1 所定の受験願書等は、平成二十八年四月二十二日（金曜日）から同年五月二十日（金曜日）まで、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることができる。また、岡山県教育庁教職員課、教育事務所（岡山・津山）及び各市教育委員会（岡山市を除く。）において交付する。

2 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 電話（〇八六）二二六一七九一五

◎岡山県選管告示第二十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月八日から適用する。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

表老人ホームの項中

津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	を
地域密着型特別養護老人ホーム庄の里「なごやか」	倉敷市生坂六九八	
シヨートステイ庄の里「なごやか」	倉敷市生坂六九八	に改める。
特別養護老人ホームサンバードナーシングホーム（ユニット型）	倉敷市藤戸町藤戸一五八 八一七	
津山市立ときわ園	津山市井口一〇〇一	

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等

の区域を単位とし

て設けられる支部

届出年月日

自由民主党岡山県理学療法士連盟支部

草地 清志

山根 一人

玉野市東高崎二五―三四

○ 平成二八・三・三〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

岡本昌弘後援会

岡本昌弘

岡本昌弘

美作市竹田一六八八

平成二八・三・二四

甲谷知生後援会

甲谷知生

甲谷知生

倉敷市西阿知町西原八四七―七

〃 〃 三・四

政治結社神憂會

梶原一成

西村義広

倉敷市福田町浦田二一四―一七

〃 〃 三・一八

田辺まみ後援会

加藤裕士

楠田 晃

倉敷市玉島爪崎四五―一二

〃 〃 〃

藤原かおり子KG後援会

藤原薫子

藤原薫子

倉敷市白楽町二三―一〇

〃 〃 三・八

藤原清和後援会

阿部泰治

藤原育子

井原市井原町一二八九

〃 〃 三・二三

未来の笠岡を創る会

山本 聡

高木勇三

笠岡市美の浜六一―一九

〃 〃 三・七

私たちの倉敷市政をつくる市民の会

清水善朗

徳永 徹

倉敷市新田二九三六一―岡山県労働組合倉敷会議内

〃 〃 三・三

◎岡山県選管告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

公明党美作総支部 岡安謙典 会計責任者の氏名

自由民主党岡山県林政支 井手紘一郎

新

旧

異動年月日

原行則

岩本壮八

平成二八・三・一六

吉岡哲哉

本山隆介

平成二七・六・三〇

部

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

赤沢まさはる後援会 赤澤幹温 会計責任者の氏名

大本ますゆき後援会 小寺伸二郎 代表者の氏名

小笠原賢二を応援する会 小笠原賢二 主たる事務所の所在地

新

旧

異動年月日

小幡英樹

赤澤幹温

平成二八・三・二九

小寺伸二郎

大本美佳

〃 〃 〃 三・一

岡山市東区大多羅町一四二一―α三〇 岡山市北区広瀬町二一七

〃 〃 〃 三・一八

三

岡安あきのり後援会 岡安謙典 会計責任者の氏名

岡山県病院政治連盟 難波義夫 主たる事務所の所在地

岡安慶子

築山康七

〃 〃 〃 三・一六

岡山市北区駅元町一九―二岡山県医師会 岡山市中区古京町一―一〇岡山衛生

〃 〃 〃 三・一五

館岡山県病院協会内 会館岡山県病院協会内

片岡聡一後援会 在間洋之 代表者の氏名

木口京子後援会 木口京子 主たる事務所の所在地

在間洋之

関靖文

平成二七・一・二一

岡山市南区西紅陽台二―五八―五九四

岡山市南区西高崎五―五二―三〇七

〃 〃 〃 四・二〇

黒石健太郎後援会 黒石健太郎 〃 会計責任者の氏名

〃 〃 〃 〃 〃

岡山市北区表町一―三―八

岡山市北区南中央町一―九

平成二八・三・一一

羽場頼三郎

森安章文

〃 〃 〃

さわけん後援会 山本達雄 政治団体の名称

塩飽満路後援会 綾目弘道 代表者の氏名

さわけん後援会

さわけんと温かいまちを作る会

〃 〃 〃 三・一七

綾目弘道

杉本新一

〃 〃 〃 三・一

◎岡山県選管告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

自由民主党岡山県津山市第二支部

戸室敦雄

平成二七・一二・三一

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

あすの総社を創る会

窪津良治

平成二七・一二・三一

馬越宏芳後援会

柳本正勝

平成二八・三・三〇

岡山県一二一会

三宅慎太郎

〃 三・二二

片倉ひろき後援会

富田暁

平成二七・二・一

勝み会

三宅員義

〃 五・一五

作州政経懇話会

戸室敦雄

〃 一二・三一

原田ただよし後援会

原田唯良

平成二八・三・一

久井いさお後援会

坪井迪郎

平成二七・一二・三一

藤原清和後援会

阿部泰治

平成二八・三・二三

藤原よりたけ後援会

藤原頼武

平成二七・二・二八

三宅かずよし後援会

秋岡壮二郎

〃 五・一五

私たちの倉敷市政をつくる市民の会

三村宏二

平成二四・一二・二五

◎岡山県選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小笠原 賢二	小笠原賢二を応援する 主たる事務所の所在地 会		岡山市東区大多羅町一四二一ーα三〇	岡山市北区広瀬町二一七	平成二八・三・一八
木口 京子	木口京子後援会		岡山市南区西紅陽台二一五八ー五九四	岡山市南区西高崎五一五二ー三〇七	平成二七・四・二〇
黒石 健太郎	黒石健太郎後援会		岡山市北区表町一三ー八	岡山市北区南中央町一一九	平成二八・三・一一

◎岡山県選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十八年四月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

法第十九条第三項第二号の規定による届出

資金管理団体の届

資金管理団体の名称

出をした者の氏名

資金管理団体で
なくなった年月日

戸室 敦 雄

作州政経懇話会

平成二七・一二・三一

原田 唯 良

原田ただよし後援会

平成二八・三・一

藤原 頼 武

藤原よりたけ後援会

平成二七・二・二八

三宅 員 義

勝み 会

〃 五・一五

(四) 平成二十八年三月三十一日付け(号外) 公布岡山県税条例等の一部を改正する条例(岡山県条例第四十一号)に誤りがあつた。

一・終わりが ら一四 八・終わりが ら七	頁・行
平成二十八年法律第 号	誤
平成二十八年法律第三十号	正